「公共下水道接続報奨金制度」



始めました!!

1件10万円

浄化槽・くみ取り便所を使用している建物が、令和8年6月30日まで※に新たに公共下水道の使用を開始した場合、1件あたり10万円の公共下水道接続報奨金を交付します。※今後整備する地域は供用開始後3年を経過する日まで

公共下水道の使用料は浄化槽の維持管理費より割安のため、この機会にぜひ接続をご検討ください。

その他の報奨金の交付要件

- ·水道料金等及び下水道事業受益者負担金(申請者及び土地)に未納のないこと
- ・接続後の下水道使用料を口座振替で納めること(賃貸用建物除く)

★住宅の新築(建替含)及び農業集落排水施設への接続は報奨金の対象外です。



公共下水道への接続は、指定工事店にご相談ください。

下水道に接続するためには下水道本管への接続 工事(排水設備工事)が必要です。排水設備指定工 事店にて、ご相談・お見積りください。

まずは「相談」 だニャン!!



【公共下水道接続報奨金の受け取りまでの流れ】

この報奨金は、事前手続き不要で、下水道の使用開始後に申請することで受け取り出来ます。

指定工事店を選ぶ(申請者)

工事の内容 を決める (申請者)

排水工事 の実施 (指定T事店) 下水道の 使用開始 (申請者) 報奨金の 案内送付 (市) 報奨金申請 (郵送) (申請者) 報奨金の口座振込(市)

【問合先】

常滑市建設部下水道課 電話 0569-47-6124



常滑市排水設備指定工事店